

アジア拠点化・対日投資促進プログラムのポイント

平成23年11月29日
アジア拠点化・対日投資促進会議

[基本理念]

「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)及び「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月閣議決定)等にあるように、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備等に係る施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を策定し、**我が国の立地環境を魅力あるものとして立地競争力を向上させ、アジア拠点化をはじめとした対日直接投資を促進する。**

立地環境を魅力あるものとし、ヒト・モノ・カネの流れを加速することにより、アジア等の成長力を取り込み、日本経済の活性化に資することを旨とする。2020年までに達成すべき目標として、対日直接投資を日本経済の成長に大きく貢献するものとするため、**投資の“質”を重視した下記の3つの目標を設定する。**

目標を達成するために、投資インセンティブの創設・拡充等による立地競争力の強化、対日直接投資の阻害要因となっている規制等の不断の見直し、内外への積極的なPRの実施など、下記の5つの柱の取組を進める。

[3つの目標]【「新成長戦略」(平成22年6月)において閣議決定】

1) 高付加価値拠点の増加

高付加価値拠点(アジア地域統括拠点及び研究開発拠点)について、年間30件増加させる。(国内の高付加価値拠点は、2009年度末時点で約500拠点)

2) 外資系企業による雇用者数倍増(75万人→200万人)

外資系企業(外資比率3分の1以上)の雇用者数について、2020年に200万人まで拡大する。(2006年度末時点で約75万人、2009年度末時点で約86万人)

3) 対日直接投資倍増

世界の経済環境や日本経済の成長等を踏まえ、適切な指標を設定して具体化する。(年明け以降、具体化のための検討を行う)

[5つの柱]

1) 投資を促進するため収益性を向上

アジア拠点化推進法の制定による認定企業の法人税負担軽減、アジア拠点化立地補助金の活用、立地補助金の拡充など、各種のインセンティブ措置を強化することにより、我が国の立地競争力を高め、世界水準の投資環境を整備し、積極的に企業誘致を展開する。

2) 投資を呼び込むため特区制度等を活用

総合特区制度（国際戦略総合特区、地域活性化総合特区）や「環境未来都市」構想、復興特区制度を活用し、地方自治体と有機的に連携し、地域における雇用創出につなげる。

3) 投資環境の整備と投資サポート体制を構築

ビジット・ジャパンの推進（MICEを含む）、「ポイント制」の導入による高度外国人材の受入れの加速化、国際的な経済活動を支えるグローバル人材の育成、世界の企業や人を惹きつける最先端の研究・教育拠点の整備、オープンスカイの推進、国際コンテナ・バルク戦略港湾の推進、高いレベルでの経済連携の推進など、ヒト・モノ・カネの流れを増加させるため、人流・物流の効率化・円滑化を進める。また、対日直接投資の阻害要因となっている規制等の不断の見直しを行う。

さらに、JETROによるワンストップサービス（行政手続き支援サービス）の更なる強化による企業誘致機能の強化を図るなど、関連行政手続きの透明性及び情報アクセスの利便性を高めるとともに、行政の英語化の取組を進める。

4) 投資先での生活環境をより暮らしやすく

インターナショナルスクールの各種学校設置認可の弾力的な取扱いの促進や医療言語人材の育成等による円滑な外国人患者の受入れ推進体制の整備、新しい在留管理制度の導入に伴う外国人の利便性の向上など、生活に欠かせない教育、医療等について、より暮らしやすい環境を実現する。

5) 投資を歓迎する情報発信の充実

我が国が対日直接投資を歓迎している姿勢を明確に示すとともに、海外へのミッション派遣などを通じて風評被害を払拭しつつ安心・安全を強く印象づけ、日本の立地環境の魅力をPRする。さらに、復興支援・観光促進のため、中国及び韓国からの復興支援ミッションの受入れなど、日中及び日韓の連携を行うなど、東日本大震災からの「開かれた復興」を目指す。